

第三者評価結果の公表事項(乳児院)

①第三者評価機関名

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

19B036(SK2021112)、R01B017、19C028

③施設の情報

名称：富山県立乳児院		種別：乳児院	
代表者氏名：津幡 眞一		定員（利用人数）： 40 名 暫定定員 19 名	
所在地：富山市牛島本町 2 丁目 1 番 38 号			
TEL：076-432-8137		ホームページ：http://www.toyama-nyujiin.jp/	
【施設の概要】			
開設年月日：昭和 27 年 6 月 16 日			
経営法人・設置主体（法人名等）：日本赤十字社・富山県			
職員数	常勤職員：	2 8 名	非常勤職員 1 名
有資格 職員数	医師	1 名	看護師 7 名
	保育士	1 5 名	管理栄養士 2 名
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）
	本館 1 階部分 1 2 室		ほふく室・遊戯室・観察室・診察室 幼児室 1・幼児室 2・食堂・厨房 浴室・事務室・洗濯乾燥室・病児保 育室
	本館 2 階部分 3 室		会議室・更衣室・里親支援機関事務 局
	小規模グループケア棟 3 室		和室・浴室・ダイニング

④理念・基本方針

<理念>

児童福祉法及び児童憲章に基づき、安全で安心できる良質な生活の場を提供します。

<基本方針>

1. 入所児童を中心にして安全で安心できる生活の場を提供します。
2. 入所児童の健全な発育を促進し、保健衛生に心がけ、任意の予防接種の実施にも努めます。
3. 常に赤十字病院と連携し、病気等に対して迅速に対応します。

4. 児童相談所や、地域と連携して入所児童や、ご家庭を支援します。
5. 職員や実習生に対する教育を充実し、次代を担う養育者を育成します。
6. 災害時（地震・火災・水害）の救護に関して訓練いたします。
7. 個人情報大切に保管・管理します。

⑤施設の特徴的な取組

- ・ 計画的な研修（院内・院外）の研修計画の立案
- ・ 関係機関との連携を図り、個々に応じた支援をしていく
- ・ 富山赤十字病院と隣接しており、緊急時にも迅速な対応ができる
- ・ 子育て短期支援事業について、富山県内 14 市町と契約を結んでいることで退所後支援にもつなげている
- ・ 里親委託率向上を念頭に、里親登録者数の増加に向け里親制度普及啓発活動に努めている

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 7 年 1 2 月 9 日（契約日） ～ 8 年 8 月 3 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和 5 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

【養育・支援の質の向上に結びつく体系的な人材育成】

全国乳児福祉協議会の研修体系に基づくレベル管理のもと、個人目標の設定、年 3 回の面談および評価を通じて、組織目標と職員一人ひとりの成長を連動させた人材育成が行われている。加えて、プリセプター制度や 0JT、スーパービジョン体制の整備により、職員の経験や習熟度に応じたきめ細やかな支援が実施されている。また、教育・研修委員会を中心に、現場のニーズを踏まえた実践的な院内研修の企画・実施や院外研修との連動が図られており、その成果を養育チェックリストの見直し等に反映させるなど、研修内容が実践に還元される仕組みが構築されている。これらの取組により、人材育成が養育・支援の質の向上に結びついている点は高く評価される。

【医療連携と使命感に基づく受入体制】

病院に隣接した立地を活かし、院長が小児科医である強みを背景に、日常的な健康管理から緊急時対応まで医療と連携した専門的な支援体制が確保されている点は大きな特徴である。また、県内唯一の乳児院として「受け入れを断らない」という方針のもと、すべてのこどもを受け入れる姿勢が貫かれており、強い使命感と責任感に支えられた養育・支援が行われている。さらに、こどもの最善の利益を第一に考えた実践が継続されている点は高く評価される。

【愛情を基盤とした養育と安全・安心を支える体制の充実】

キャッチフレーズ「小さな手 きらめく笑顔 大きな愛で包み込むよ」に示されるとおり、「大きな愛で接すること」を基盤とした養育が組織全体に浸透している。職員同士が互いの良い点を認め合う風土や、「スマイルタイム」による一対一の関わり
の確保は、こどもの安心感や自己肯定感の育成に寄与している。また、インシデントの迅速な報告・分析・共有が徹底されており、研修等を通じてリスク感性の向上が図られている。感染症対策や健康管理においても、マニュアルの見直しや専門機関との連携により、実効性の高い取り組みが行われている。さらに、防災面ではアクションカードの整備や各種訓練の実施、事業継続計画（BCP）の見直しなど、実践的な備えがなされている。以上のように、職員の愛情を基盤とした養育と、安全・安心を支える体制がバランスよく機能している点が大きな強みと言える。

◇改善を求められる点

【計画および評価指標の明確化と可視化の強化】

中・長期計画および単年度の事業計画に基づく取組は着実に実施されているが、計画全体としての数値目標や重点項目に対する達成指標については、必ずしも十分に明確化されていない点が見受けられる。また、教育・研修や養育実践の成果についても、取組自体は充実しているものの、その効果や到達度の可視化については今後の工夫が期待される。今後は、各計画における達成指標の設定および評価結果の定量的・定性的な整理を進めることで、進捗管理および取組効果の検証をより明確にし、組織全体で共有できる仕組みの構築が望まれる。

【地域との関係強化と情報発信の充実】

地域との関わりは、個人情報保護とのバランスに配慮しながら工夫されている様子が見ええる。一方で、乳児院の存在意義や取組を地域に伝えていくことについては、今後さらに検討の余地があると考えられる。また、現在のボランティア受け入れに加え、こどもと関わる活動についても安全面に十分配慮しながら段階的な再開を検討し、令和8年度から予定されている学生ボランティアの受け入れを契機に、多様な関わりのお機会が広がっていくことが期待される。さらに、学校教育への協力や相談事業の取組を通じて、地域における専門的支援機関としての役割がより一層伝わっていくことが望まれる。あわせて、ショートステイ事業や里親支援、災害時の受け入れ体制などについても、情報発信の方法に工夫を凝らし、地域とのつながりの強化を期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価の受審を通じて、職員一人ひとりが自身の業務を振り返り、養育や業務の在り方を見直す機会となりました。その過程で、日頃の取組みの成果を再確認するとともに、改善すべき課題を明確にすることができました。

今後は受診結果を踏まえ、中長期計画を軸とした単年度事業計画を見直し、数値目標や達成目標を明確に設定することで、より実効性の高い運営を目指してまいります。

す。また、職員の教育研修や育成についても達成目標を可視化し、組織全体で共有できる仕組みを進め、サービスの質向上に努めます。

さらに、地域に開かれた乳児院として災害時における受入れ体制の整備を図るとともに広報活動や情報発信を強化し、地域住民や関係機関との連携をさらに深めながら、地域社会に貢献できる施設運営に取り組んでまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（乳児院）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 22 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ—1—（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ—1—（１）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 理念および基本方針については明文化されており、玄関ホールやスタッフルームへの掲示に加え、ホームページ、パンフレット、広報誌等への掲載を通じて、職員・利用者・地域関係者への周知が図られている。さらに、施設利用者、里親研修参加者、学生実習生、施設見学者に対しては、受け入れ時に理念の説明を行うなど、理解促進に向けた取組が実施されている。また、職員間においては会議等を通じて理念や基本方針の共通理解が図られており、日常の養育・支援の実践への反映に努めている。加えて、面会が困難な保護者に対しては、児童相談所を通じて資料を提供するなど、状況に応じた周知の工夫も見られる。		

Ⅰ—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ—2—（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ—2—（１）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・Ⓑ・c
<コメント> 施設経営をとりまく環境については、全国乳児福祉協議会および全国社会福祉協議会から発信されるレポートや、参集形式による会議等を通じて外部情報の収集と共有が図られている。加えて、コミュニケーションツールを活用し、日本赤十字社が運営する全国の乳児院との情報共有や迅速な連絡調整が可能な体制を構築している。また、本部への四半期報告を通じて利用者状況や経費の分析が行われており、計画の進捗管理および運営状況の把握に努めている。さらに、病児・病後児保育について目標値を設定し、保育所等への周知を行うなど、具体的な数値目標に基づいた取組が推進されている。今後は、富山県におけ		

る養育・支援ニーズや潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等について、より体系的な把握・分析を進めるとともに、その結果を中長期的な経営判断や事業展開に一層結びつけていくことを期待したい。		
③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・㉔・c
<コメント> 経営状況については、毎月開催している全職種参加による職員会議を通じて周知が図られており、組織内での情報共有に努めている。また、富山県からの受託元である日本赤十字社富山県支部に対しても適宜報告が行われている。経営課題に対しては、子育て短期支援事業（ショートステイ）や病児・病後児保育の利用者増加に向け、ホームページや広報誌を活用した周知を行うなど、具体的な取組が進められている。加えて、経費の適正化に向けた取組も実施されている。さらに、人材確保については、現場から求める人材像について意見を収集し、令和4年度および5年度に新規採用を行うなど、課題解決に向けた対応が図られている。一方で、指定管理費が一定である中での人件費確保や、経営課題を事業計画へより十分に反映させる点については、今後の取組を期待したい。		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・㉔・c
<コメント> 中・長期的なビジョンについては、富山県社会的養育推進計画の基本理念を踏まえ、日本赤十字社のビジョンに基づき明確化されている。これらをもとに、中・長期計画は3年ごとに管理者会議において検討・策定されており、施設の高機能化・多機能化に向けた取組として、地域子ども・子育て支援事業や里親制度の普及啓発等を盛り込んだ「第2次中長期計画」および「管理運営収支計画書」が整備されている。また、計画の推進にあたっては、管理者会議を毎月開催し、主任以上の職員が参画する中で進捗状況の確認が行われている。さらに、中間評価および年度末の評価を実施し、その結果を職員会議で報告するなど、組織的な評価・見直しの仕組みが構築されている。今後は、計画における成果指標のさらなる明確化や、地域ニーズの変化を踏まえた柔軟な見直しを行うことで、取組の充実を期待したい。		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㉔・c
<コメント> 中・長期計画に基づき、単年度の事業計画および養育目標が策定されており、事業計画には運営方針や重点項目が位置付けられているほか、「社会福祉施設特別会計歳入歳出予算概算書」が整備されるなど、具体的な運営の指針が示されている。また、子育て短期支援事業（ショートステイ）や病児・病後児保育については利用者数の目標値を設定し、毎月の利用者状況の報告を行うなど、計画に基づいた取組の進捗管理が実施されている。一方		

で、単年度計画全体としての数値目標や重点項目に対する具体的な達成指標については十分に明確化されていないことから、今後は計画全体における指標設定を進めることで、より効果的な進捗管理および評価につなげていくことを期待したい。		
I—3—（2）事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—（2）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<コメント> 事業計画については、管理者会議において検討・策定され、職員会議を通じて周知が図られている。また、理念および基本方針に基づき毎年度の養育目標が設定されており、養育係が毎月開催する養育者会議においては5項目の目標が定められている。計画の実施にあたっては、各委員会が中心となって活動計画を立案し、その内容を職員会議で共有するとともに、各委員会からの報告を通じて進捗状況の把握が行われている。これにより、事業計画に基づいた組織的な取組が推進されている。さらに、評価結果や課題を踏まえ、次年度以降は災害対応や緊急時対応の強化、DX推進について計画に盛り込む予定とするなど、見直しおよび改善に向けた取組も行われている。一方で、事業計画書における取組内容の具体性や達成指標についてはさらなる明確化の余地があることから、今後は各取組の達成状況を評価するための指標や判断基準を明確に示し、より実効性の高い計画運用につなげていくことを期待したい。		
7	I—3—（2）—② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント> 事業計画および養育目標については、玄関ホールに掲示されており、来訪者が確認できるよう周知が図られている。また、ホームページに掲載しきれない内容については「閲覧資料」として閲覧コーナーを設け、自由に閲覧できるよう配慮されている。乳児院の性質上、保護者への十分な説明が難しい場合もあるが、保護者の来訪時には玄関ホールにおいて説明を行うなど、理解促進に努めている。さらに、必要に応じて児童相談所を通じて資料提供を行うなど、状況に応じた周知の工夫も見られる。一方で、ホームページにおける情報提供の明確さや掲載範囲については検討の余地があることから、今後はより分かりやすくアクセスしやすい情報発信の工夫を進めることで、さらなる理解促進につながることを期待したい。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—（1）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—（1）—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<コメント> 養育・支援の質の向上に向けては、第三者評価を3か年度毎に1回受審し、受審後は管理者会議および各委員会において気づきや改善点の整理が行われ、改善に向けた取組が計画的に進められている。また、各委員会では年度目標および活動計画を立案し、実施・評価		

を行ったうえで、その内容を職員会議において定期的に共有するなど、組織的な取組が推進されている。特に養育の質の向上については、養育委員会が中心となり、前年度の振り返りや職員の意見を踏まえて毎年度の養育目標を策定するとともに、職員一人ひとりが個人目標を設定し取組む仕組みが構築されている。さらに、課題であった退所者への社会資源等の情報提供については、子育てに役立つサイトの QR コード付き資料を作成するなど、具体的な改善が図られている。加えて、独自の自己評価が実施されていることから、今後は第三者評価基準の評価項目も活用した定期的な自己評価の充実を図ることで、さらなる質の向上につながることが期待される。		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 第三者評価の結果を踏まえ、組織としての取組状況の再整理が行われており、課題の明確化が図られている。施設の構造上、小規模養育の実施には制約があるものの、小規模グループケア棟のローテーション利用や幼児室、遊戯室等の運用方法の工夫により、少人数養育を重視した取組が進められている。また、前回の第三者評価において改善を求められた「遊びの環境」については、養育委員会が中心となり、活動内容や備品購入計画を定めたうえで改善に取り組んでいる。具体的には、遊戯室の一面に可動式の仕切りを設けてエリア分けを行い、こどもの手が届く棚に玩具等を設置するなど、状況に応じた空間活用の工夫により、こどもがその時々気分や興味に応じて主体的に遊びを選択できる環境整備が図られている。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・㉒・c
＜コメント＞ 院長は富山赤十字病院小児科部長を兼務しており、院長補佐を配置し、「運営管理」「人事管理」「危機管理」に関する権限を委任している。院長補佐は「院長補佐の役割と責任」を明文化し、日常的な管理業務を担うとともに、管理者会議や職員会議、カンファレンス等に継続的に参加し、組織運営の中核的役割を果たしている。院長は定期健診や毎週の来院を通じて施設の運営状況を把握しているほか、ケース会議や関係機関との会議にも可能な範囲で参加するなど、必要な関与を行っている。また、隣接する医療機関に勤務していることから、緊急時を含め常時連絡が取れる体制が確保されている。さらに、日本赤十字社の会議に出席し、組織運営に関する情報収集を行うなど、施設運営への反映にも努めている。今後は、院長および院長補佐それぞれの役割や責任について、職員へのさらなる明確な発信や共有の機会を充実させることで、一層の理解促進につなげていくことを期待し		

たい。		
11	Ⅱ―１―（１）―② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<コメント> 院長・院長補佐・事務長は、国および県からの通知や関連情報について適時確認し、その内容を職員会議や文書を通じて全職員へ周知しており、法令等の理解促進に努めている。また、個人情報保護、ハラスメント防止、こどもの権利擁護、虐待防止等に関する研修を毎年実施し、職員の意識向上および知識の習得が図られている。さらに、各委員会においては法令や制度に基づきマニュアルの適宜見直しを行い、内容の適正化と実践への反映に努めている。加えて、会議や院内研修が実施されており、継続的な学習機会の確保にも配慮されている。今後は、法令遵守の状況や理解度を定期的に確認する仕組みの充実や、具体的な業務場面に即した研修内容のさらなる工夫により、取組の実効性を高めていくことに期待したい。		
Ⅱ―１―（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ―１―（２）―① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a ・b・c
<コメント> 養育・支援の質の向上に向け、職員配置体制計画を策定し、主な業務内容や役割を明確にするなど、組織的な体制整備が図られている。また、院長補佐による年３回の個別面談（うち１回は事務長同席）を実施し、職員一人ひとりの希望や課題の把握に努めている。面談で得られた内容を踏まえ、個々の意向に沿ったキャリア形成を支援するための研修計画を策定するなど、専門性の向上と働きがいのある職場づくりに取組んでいる。さらに、外部研修についても年間計画を整備し、計画的な受講を推進している。その結果として、令和７年には職員が本人の希望によりこども家庭ソーシャルワーカー資格を取得し、幼児安全法指導講習員についても取得者が増加するなど、具体的な成果が見られる。加えて、今後はこども家庭ソーシャルワーカー資格者の増員を図る方針としており、継続的な人材育成に向けた取組が推進されている。		
13	Ⅱ―１―（２）―② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a ・b・c
<コメント> 院長補佐による年３回の個別面談を通じて職員の意見や要望を把握し、その内容を勤務形態や有給休暇の取得調整に反映するなど、職員の働きやすさの向上に努めている。また、令和７年度には夜勤帯の業務負担軽減を目的として遅出勤務の調整を行っており、これにより職員の負担軽減に加え、夜間帯における入所対応等の緊急時にも柔軟に対応できる体制の強化が図られている。さらに、年度当初に経営状況を職員へ共有し、日々の業務において無駄の見直しを意識づけるとともに、物品の適正使用や業務効率化に取り組むことで、職員全体で経費削減に努めている。		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—（１）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 職員配置体制計画を策定し、主な業務内容や役割を明確化するとともに、福祉人材の確保および定着に向けた取組が計画的に実施されている。人材確保に向けては、保育士養成機関に対して社会的養護に関する出向き講習を実施し、施設の役割や社会的養護への理解促進を図ることで、将来的な人材確保につなげる取組が行われている。また、看護師については富山赤十字病院と連携し、計画的な人員調整が行われているほか、保育士についても雇用状況に応じて正規職員と臨時職員を組み合わせた採用計画が立てられている。人材定着および育成に向けては、専門性向上の取組として、職員によるこども家庭ソーシャルワーカー資格の取得や、幼児安全法指導講習員の養成が進められるなど、計画的な育成が図られている。さらに、学生ボランティアの受入れについても検討が進められており、人材確保に向けた将来的な取組として期待される。一方で、人員配置や人材育成においては、指定管理費が一定である中での予算調整に課題が見られる。		
15	Ⅱ—2—（１）—② 総合的な人事管理が行われている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 日本赤十字社の規約・規程に基づき、採用時に庶務規程の説明および配布を行い、全職員が遵守すべき基準を「乳児院概要」に明記し共有している。人材育成計画については、全国乳児福祉協議会の研修体系を参考にレベル区分を行い、職員の経験年数や役割に応じた学びの機会を提供している。また、個別面談を通じて職員一人ひとりの意向やキャリア目標を把握するとともに、組織として期待する役割を明確に伝えている。さらに、正規職員については日本赤十字社の勤務評定制度を導入し、目標管理を通じたキャリア形成支援が行われているほか、臨時職員についても個別面談を通じて業務改善や勤務継続に向けた支援が行われている。今後は、人事評価の結果やキャリア形成の進捗について、職員へのフィードバックのさらなる充実を図るとともに、職員の納得性を高める取組を進めることで、組織力の向上につなげていくことを期待したい。		
Ⅱ—2—（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（２）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	⑦ ・b・c
<コメント> 個別面談を通して職員の意見や要望を把握し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務調整を行うなど、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。 また、健康管理面においては、健康診断や予防接種の実施に加え、入職５年未満の職員を対象としたメンタルヘルス研修、年１回のストレスチェック、心理士による相談対応など、多面的に職員の心身の健康を支援する体制が整備されている。さらに、ハラスメント相談員を配置し、安心して相談できる体制を確保しているほか、福利厚生についても日本		

赤十字社の制度に準じた支援が受けられるよう環境が整えられている。		
Ⅱ—２—（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—２—（３）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉓・b・c
<コメント> 理念および基本方針に基づき毎年度の養育目標を設定し、それを踏まえて養育係の職員が個人目標を策定するなど、組織目標と個人目標の連動が図られている。これにより、看護観や保育観、年度目標が明確化され、半期ごとに計画、実施、自己評価が行われている。また、個別面談を通じて、個人目標の進捗状況や達成度の確認が行われるとともに、職員に期待される役割や今後の方向性が示され、必要に応じた支援や調整が行われている。さらに、中間評価および年度末評価が実施されるなど、継続的な育成支援の仕組みが整備されている。加えて、正規職員については日本赤十字社の勤務評定制度を導入し、計画的なキャリア形成が支援されているほか、新規採用者に対しては小規模養育に関する方針をマニュアルにより明示し、入職時に個人ファイルおよび年間教育計画を作成することで、段階的な育成が図られている。		
18	Ⅱ—２—（３）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉓・b・c
<コメント> 理念および基本方針に基づき、職員の教育・研修に関する方針のもと、計画的な取組が実施されている。教育・研修については、教育・研修委員会が中心となり、年間を通じて院内研修の企画および研修ニーズの把握を行っている。令和７年度においては、「散歩の振り返り」「経管栄養」「養育チェックリストの見直し」など、日々の業務に直結し実践に生かしやすいテーマを設定し、職員の理解と技術の向上が図られている。また、院外研修については年度当初に院長補佐が研修計画を立案し、管理者会議での承認を経て職員へ周知するとともに、研修における期待内容を明確にしている。研修受講後は報告を通じて学びを共有し、組織全体の知識向上につなげているほか、就労３年目の職員が主体となった院内研修の企画・実施や、「五領域」をテーマとした養育実践の共有など、職員の主体的な学びの機会も確保されている。さらに、半期ごとに取組内容の分析・評価を行い、課題を明確化したうえで次年度の養育チェックリストの見直しに反映するなど、継続的な改善の仕組みが構築されている。具体的には、こどもの泣きに対して気持ちを受け止めた関わりや、物品の扱い方への配慮などが新たに盛り込まれている。		
19	Ⅱ—２—（３）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・㉔・c
<コメント> 全国乳児福祉協議会の研修体系に基づきレベル管理を行い、職員一人ひとりの経験年数や役割に応じた計画的な人材育成が進められている。新規採用職員に対しては年間の研修計画を策定し、プリセプターによるOJTを中心とした指導体制のもと、基礎的な知識・技術の習得を段階的に支援することで、安心して業務に取り組める環境が整えられている。また、階層別研修や保育士・看護師など職種ごとの専門性に応じた研修機会が確保されており、継続的な学びの場が提供されている。さらに、スーパービジョン体制が整備されてお		

り、新規職員には年３回、２年目以降の職員についても院長補佐および養育係長が人材育成レベルに応じて実施頻度を設定し、日々の実践の振り返りを通じて専門性の向上が図られている。今後は、研修機会の提供状況や受講状況をさらに把握・分析し、職員間の機会の均等性を高めることで、より効果的な人材育成につなげていくことを期待したい。		
Ⅱ―２―（４）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ―２―（４）―① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㉔・c
＜コメント＞ 実習生の受入れにあたり、マニュアルや手引き、実習チェック表を整備し、指導内容やポイントを明確にすることで、統一した指導が行える体制を整えている。実習においては、学生主体のカンファレンスの実施や、里親家庭支援、栄養、安全衛生等に関するレクチャーを取り入れるなど、養育・支援に関する理解を深める機会が計画的に提供されている。また、養成校の教員との情報共有の場を設けることで、学校との連携を図りながら実習指導の充実に努めている。さらに、実習生アンケートや実習状況について養育・研修委員会で振り返りを行い、その結果を次年度の受入れや指導内容の改善に活かすなど、継続的な質の向上に向けた取組が行われている。加えて、実習受入れ時には玄関ホールに掲示を行い、保護者等への周知にも配慮している。一方で、実習指導者に対する体系的な研修機会については今後の課題とされていることから、指導力の向上に向けた取組の充実を図ることで、より質の高い人材育成につなげていくことを期待したい。		

Ⅱ―３ 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ―３―（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ―３―（１）―① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉔・b・c
＜コメント＞ 理念や基本方針、事業内容等についてホームページやパンフレット、広報誌等に掲載し、利用者や地域関係者に対して情報公開を行っている。ホームページには契約情報や情報公開に関する担当窓口を明示しているほか、全国社会福祉協議会の第三者評価結果へのリンクを掲載するなど、外部評価の情報についても閲覧できるようにしている。また、日本赤十字社富山県支部のホームページへのリンクを通じて、事業計画や財務情報についても確認できる仕組みとなっている。さらに、施設内においても玄関ホールへの掲示や閲覧資料の設置により、来訪者や保護者等が自由に情報を確認できる環境を整えている。		
22	Ⅱ―３―（１）―② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉔・b・c
＜コメント＞ 経営状況については、毎月開催される職員会議において周知されるとともに、日本赤十字社富山県支部へも報告が行われている。また、本部への四半期報告においては、利用者状況や経費の分析が実施されるなど、経営状況の把握と適正な運営に向けた管理が行われている。さらに、日本赤十字社および富山県による監査を定期的に受けているほか、財務面		

については外部監査法人による四半期ごとの監査が実施されており、客観的な視点によるチェック体制が確保されている。また、毎年度、事務分掌および日本赤十字社の規則に基づき命課簿を作成し、権限および責任の所在を明確化するとともに、職員への周知が図られている。加えて、主任以上が参加する管理者会議を毎月開催し、事業運営や課題について協議・共有する体制が整備されているほか、第三者評価の受審を通じて外部の視点から運営状況の検証が行われている。

Ⅱ—４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—４—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—４—（１）—① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㉓・c
<コメント> 日頃から、近隣の公園や美術館、河川敷の桜並木、駅周辺などへの散歩に出向き、地域に触れる機会を設けている。また、年２回の遠足では郊外の複合施設を訪れている。個別の生活体験として実施している「ふれあい体験」では、公共交通機関を利用し、児童館や複合施設の活用に加え、近隣のコンビニエンスストアやスーパーでの買い物体験も行っている。これらの活動は、事前に関係先へ連絡し、理解を得た上で実施している。さらに、七五三や初詣の際には近隣の神社へ参拝している。今後は、地域との関わりに関する基本的な考え方を掲示・公表することが望まれる。また、地域の行事や活動に参加する機会を一層増やし、地域との関係をより深めていくことを期待したい。		
24	Ⅱ—４—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉓・c
<コメント> 現在、環境整備ボランティアおよび散髪ボランティアを各数名受け入れているが、こどもと直接関わるボランティアの受け入れはコロナ禍以降実施していない。ボランティアの受け入れに当たっては、当院の理念や方針を説明するとともに、活動時の基本的な留意事項を周知している。令和８年度からは学生ボランティアの募集を予定しており、段階的に受け入れ体制の拡充を図ることが期待される。地域の学校教育への協力については、基本姿勢を明確にし、地域社会と施設をつなぐ柱として位置付けていくことを期待したい。さらに、抱っこボランティアや行事時にボランティアを導入するなど、乳児院への理解を深めてもらうための取組の充実が望まれる。		
Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・㉓・c
<コメント> 児童相談所との連携を重視し、院長補佐および家庭支援専門相談員を中心に、定期的な連絡会を実施している。必要に応じて個別ケース会議やカンファレンスを開催し、連携の強化を図っている。パーマネンシー保障の観点から、退所後も保護者の同意を得たうえで、６か月間のアフターケアを児童相談所等と協力して実施している。職員間では、ショートカ		

ンファレンスを通じて養育目標や自立支援計画の見直しを行い、その内容を日々の支援に反映させている。また、保護者に対してはスマートフォンを活用し、「子育てに役立つサイト」を紹介することで、地域情報の提供や必要な支援へのつながりを行っている。関係機関・団体に関する社会資源については、リストや資料として整理されているが、今後は社会資源マップ等を活用し、より視覚的に分かりやすい資料づくりに期待したい。		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㉔・c
<コメント> 富山県の児童相談所や富山市要保護児童対策地域協議会等、多様な関係機関から情報を収集し、こどもを取り巻く環境や地域の福祉ニーズの把握に努めている。また、ファミリーサポート会員講習会において幼児安全法指導員が講師を務めるなど、地域の子育て支援に貢献している。さらに、各市町村と連携し、子育て短期支援事業（ショートステイ）や病児・病後児保育のニーズに対応している。子育て短期支援事業については、複数の市町と契約を締結し、広域的な受け入れ体制が確保されている。今後は、地域住民を対象とした相談事業等を通じて、多様な相談に対応する機能の一層の充実を期待したい。		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉔・c
<コメント> 子育て短期支援事業（ショートステイ）や病児・病後児保育事業を実施し、毎月利用者の目標値を設定することで、受け入れの推進を図っている。また、里親支援機関の事務局として里親研修や支援を行うとともに、講演会を通じて里親制度の普及に取り組んでいる。さらに、教育機関からの依頼に応じて乳児院に関する講義を実施し、養育・支援に関するノウハウや専門的知見を提供している。令和７年度には富山赤十字病院主催の災害訓練に参加し、当院においても災害時に備え、被災した乳幼児の受け入れ体制を整備している。今後は、こうした役割や取組について地域への情報提供のあり方を検討し、地域コミュニティの活性化にもつながることを期待したい。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—１ こども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉔・b・c
<コメント> こどもを尊重した養育は、理念・基本方針の中に位置付けられており、「乳児院倫理要綱」や「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を全職員に配布し、共通理解の促進に努めている。養育目標は理念・基本方針に基づき毎年策定され、職員はこれを		

踏まえて個人目標を作成している。また、養育の質の向上やこどもの権利に対する理解を深めるため、養育委員会を中心に毎年研修を企画・実施している。さらに、委員会で作成した「養育」に関するチェックリストを活用し、全職員が自身の養育を定期的に振り返る仕組みを整備している。		
29	Ⅲ—１—（１）—② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・㉔・c
<コメント> プライバシー保護に関するマニュアルを整備し、状況に応じた見直しを行っている。プライバシーに配慮した養育・支援を実施するため、トイレや脱衣所の前にロールカーテンを設置するなど、環境面での配慮がなされている。また、保護者との面会時には小規模グループケア棟や個室を活用し、周囲の視線や音を気にせず、落ち着いた環境で実施できるよう配慮している。今後は、保護者に対してもプライバシー保護に関する取組を周知し、理解の促進を図っていくことに期待したい。		
Ⅲ—１—（２） 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉕・b・c
<コメント> ホームページにおいて理念・基本方針や苦情解決体制を明示し、情報公開を行っている。また、年４回発行している乳児院広報誌「いないいないばあ」（日赤マークのキャラクター「ハートラ」を掲載）を通じて、こどもの写真、スタッフコメント等を添え、保護者に対し施設の様子を定期的かつ分かりやすく発信している。さらに、学生や民生委員等からの要望に応じて施設見学を受け入れ、施設の役割や社会的養護に対する理解の促進を図っている。		
31	Ⅲ—１—（２）—② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	㉕・b・c
<コメント> 入所時には「入院のしおり」等を用いて、生活や支援内容について丁寧に説明している。あわせて、予防接種や散髪等の健康管理に必要な書類を整備し、必要事項においては同意書を取り交わしている。直接の説明が難しい場合には、児童相談所を通じて確実に情報伝達を行っている。年４回発行の広報誌については、こどもの成長の様子に職員のコメントを添え、イラストや写真の構成にも工夫が見られるなど、読みやすさに配慮しつつ、日々の関わりが伝わる内容となっており、保護者への情報発信が適切に行われている。また、面会時には保護者に寄り添いながら支援計画を立案し、養育につなげている。健康管理においては、保護者と相談しながらアレルギー対応や小児科受診等の調整を迅速に行い、安心してこどもを預けられる環境が整えられている。		
32	Ⅲ—１—（２）—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㉕・b・c
<コメント> 措置変更前には関係機関と協議を重ね、退所までに必要な支援計画を作成し、それに基づ		

いた支援を進めている。また、措置変更先に応じた「退院連絡票」を整備し、成長・発達の状況や必要な留意事項について分かりやすく記載している。さらに、個人アルバムには成長過程やエピソードを豊富に収め、本人や保護者、養育者が振り返ることができるよう工夫されている。写真については、CD データとして保管している。退所後もアフターフォローとして、こども家庭ソーシャルワーカーや家庭支援専門相談員が家庭訪問や電話相談に対応し、継続的な支援を行うとともに、ライフストーリーワークの取組が進められている。		
Ⅲ—１—（３） こどもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—１—（３）—① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉓・c
<コメント> 睡眠、食事、遊びの様子等の記録に基づき、担当養育者を中心にアセスメントを行い、養育計画を作成している。養育計画の内容は、全養育者が確認しやすいスタッフルームに掲示するとともに、話し合いの機会を設けて共有している。乳幼児の満足度の把握は容易ではないが、きめ細やかな関わりの一環として、養育者と一対一で関われる「スマイルタイム」等を活用し、自由に遊びを選択できる環境の中でこどもを観察・分析し、支援の検討につなげている。今後は、可能な限り保護者とのコミュニケーションを図り、満足度の把握に一層努めていくことを期待したい。		
Ⅲ—１—（４） こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㉓・c
<コメント> 玄関ホールに「皆様の声をお聞かせください」の用紙および意見箱を設置するとともに、「入院のしおり」や広報誌への掲載を通じて、意見・要望を受け付ける体制を整えている。また、苦情申出窓口として担当者や連絡先を掲示している。令和５年度には、里親からの意見を受け、訪問のうえ説明を行った事例がある。今後は、苦情受付における第三者委員への連絡方法や苦情解決の手順等を公表し、養育支援の質の向上につなげていく体制の整備が望まれる。		
35	Ⅲ—１—（４）—② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㉓・c
<コメント> 入所時には保護者へ「入院のしおり」を配布し、相談や意見がある際には随時対応する旨を伝えている。また、面会時には個室を活用し、相談しやすい環境を整えている。外出・外泊時には連絡用紙（個人通信紙）を用い、こどもの様子について相互に情報共有を図っている。苦情・意見に関する案内については、プリントの配布に加え、分かりやすい場所への掲示など、より周知しやすい方法の検討が望まれる。また、職員においては、こどもの表情や態度から気持ちや意見をくみ取り、それを保護者へ適切に伝える支援の力量をより高めていくことを期待したい。		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉓・c
<コメント>		

家庭支援相談員は、面会時に個室を活用し、保護者が安心して相談できる環境づくりに努めている。毎年、無記名による「満足度アンケート」を実施し、自由記述欄を設けて意見の把握に努めている。回収したアンケートを集計のうえ、過去の結果と比較・分析している。分析結果は職員会議で報告し、共有されている。今後は、対応マニュアルの定期的な見直し等を通じて、より迅速かつ質の高い対応体制の強化を期待したい。		
Ⅲ―１―（５）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ―１―（５）―① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠・b・c
<コメント> 安全管理指針として「キラリハット・要注意」を掲げ、事例が発生した際には速やかに報告し、インシデントレポートをタイムリーに作成している。安全管理委員が聞き取り調査を行い、分析・アセスメントを経て、適切な対処方法を整理し、全職員で共有している。また、日々のリスク感性を高めるため、「ヒヤリハット」を「キラリハット」と称し、気づきやアセスメントを「キラリ」と捉えて、事例を活用した学びを促進している。あわせて、カンファレンス等において意見交換の機会を設けている。さらに、繰り返し発生しやすいインシデントについては、安全管理委員がテーマを工夫しながら毎年研修会を実施し、意識の向上を図っている。重要事項については、職員の目に留まりやすい場所に注意喚起表示を工夫して掲示し、周知を図っている。		
38	Ⅲ―１―（５）―② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 感染症予防マニュアルを定期的に見直し、疾患ごとの対応策を整理・体系化している。感染症多発時には、標準予防策の徹底を基本とし、ゾーニングによる動線管理や、乳児の月齢に応じたガウン対応を実施している。これらの対応については職員間で共通理解を図り、必要に応じて改善を行っている。また、富山赤十字病院の感染対策チームから助言を受け、対応方法の妥当性を検討し、改善につなげている。有症状のこどもについては、富山赤十字病院小児科（乳児院院長）と連携し、適切な治療につなげている。		
39	Ⅲ―１―（５）―③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉠・b・c
<コメント> 院内各所にヘルメットや防寒具等を配置し、緊急時に備えた設備が整備されている。また、災害時を想定し、場所や担当ごとの役割に応じたアクションカードを作成している。夜間・休日を想定した地震訓練を年４回実施し、その結果を踏まえて適宜マニュアルの見直しを行っている。さらに、火災・地震・水害訓練の内容を踏まえ、事業継続計画（BCP）についても見直しを行っている。令和７年度には、地域および赤十字病院との合同訓練に参加し、コミュニケーションツールを活用した安否確認、病児・病後児保育の利用保護者への連絡、児童相談所や関係機関への連絡訓練を実施している。防災食については、職員分を含めて３日分を備蓄しており、入所児が備蓄食に慣れるため、無理のない量から段階的に試食する機会を設けている。		

Ⅲ—２ 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㉖・b・c
＜コメント＞ 養育マニュアルには具体的な業務内容を明記するとともに、こどもの権利擁護やプライバシー保護に関する基本的な考え方を示し、適切な養育環境の確保に努めている。マニュアルは職員がいつでも確認できる場所に配置されている。さらに、「養育に関するチェックリスト」を活用し、職員が自身の養育実践について定期的に振り返る機会を設けている。各部門の責任者が内容を確認する仕組みがあり、養育・支援が多角的に行われている。また、休憩室には職員の良い取組や姿勢を掲示するボードが設置されており、職員同士のコメントが相互の意欲向上につながるなど、温かな職場環境づくりの一端がうかがえる。		
41	Ⅲ—２—（１）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㉗・c
＜コメント＞ 養育委員会を中心に、毎年養育マニュアルの見直しを行い、改善につなげている。日々の養育・支援の振り返りや職員の意見はショートカンファレンスで収集し、必要な改善点を整理のうえ、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき養育者会議で共有している。自立支援計画については、支援内容の変更時や半年ごとに見直しを行い、ショートカンファレンスや職員会議を通じて職員間で情報共有を図っている。今後は、職員や保護者等からの提案がより適切に反映される仕組みの強化を期待したい。		
Ⅲ—２—（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—２—（２）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉘・b・c
＜コメント＞ 全国乳児院福祉協議会のアセスメントガイドを基に自立支援マニュアルを整備し、各担当職員がアセスメントおよび自立支援計画を作成している。1 週間アセスメントも取り入れるなど、個別的で丁寧なアセスメントが実施されている。作成した計画は、こども家庭ソーシャルワーカーおよび家庭支援専門相談員が責任者として確認している。計画には、こどもや家庭の具体的なニーズと支援内容が明記されており、児童相談所との年 4 回のカンファレンスや面会時における保護者の意向確認を踏まえ、こどもにとってより望ましい状態を検討しながら策定・見直しが行われている。また、支援が困難なケースについては、必要に応じて関係機関とのケース会議を開催し、情報共有および支援方針の検討を行っている。		
43	Ⅲ—２—（２）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉘・b・c
＜コメント＞ 短期目標は 3 か月、長期目標は 6 か月～2 年で達成可能な内容として設定し、6 か月ごと、または支援方針の変更時に自立支援計画の見直しを行っている。見直しに当たって		

は、各分野の視点から評価や助言を取り入れ、各部門の専門性を尊重しながら実施している。策定後は、こどもの状態の変化についてショートカンファレンスにおいて全職員で共有し、養育・支援に関する共通理解の形成を図っている。さらに、3 か月ごとの児童相談所とのカンファレンスや、支援方針の変更が生じた際には関係機関とのケース会議を実施し、必要な課題や支援内容の見直しを行うことで、施設全体の支援の質の向上につなげている。		
Ⅲ— 2 — (3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ— 2 — (3) —① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 「入所・退所マニュアル」において、入退所時の記録、児童票、日々の健康記録、児童連絡票等を位置付けるとともに、「自立支援マニュアル」に基づき、こどもの様子やアセスメントシート、個人記録、養育計画等を適切にファイリングし、日々の記録管理を行っている。入所後1 か月以内に自立支援計画を立案し、毎月の養育計画についても立案・評価を行い、ショートカンファレンスにおいて支援内容の共有を図っている。また、定期的な記録監査により記録の質の向上に取り組んでいる。さらに、児童相談所との合同カンファレンスにおける検討事項や方針を文書化し、職員間で情報共有している。		
45	Ⅲ— 2 — (3) —② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 個人情報に関するマニュアルを整備し、全職員が日本赤十字社の個人情報研修を通じて基礎知識の習得および情報の更新を行っている。管理書庫室の開閉は責任者が行い、パソコンやUSB、養育記録、メモ類の取扱いについても院外への持ち出しを禁止している。USBについてはパスワード設定によりデータを保護し、管理ボックスで保管するとともに、使用目的や管理担当者を明確にするなど、管理体制の整備が図られている。また、ライフストーリーワークについては児童相談所と連携し、情報開示の手続きや体制を整備している。写真等の電子データについては、CD データとして保管する方法を定め、安全性の確保に努めている。退所後、成人後に来訪した場合にも対応できる体制が整えられている。さらに、保存期間や破棄方法についても適切な管理体制が整備されている。		

内容評価基準（22 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）こどもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・ b ・c
<コメント> 院内研修において、養育委員会が「より適切なかかわりをするための新チェックリストを活かした養育の見直し」をテーマとした研修を実施し、日常の養育における適切なかかわりについての意識化を図っている。適切な養育姿勢の共有を進めるとともに、養育担当制のもと、小規模な生活環境やスマイルタイム（養育者とこどもが一对一で関わる時間）を通じて、こどもとの安定した関係づくりと愛着形成を促進している。		
A—1—（2）被措置児童等虐待の防止等		
A②	A—1—（2）—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a ・b・c
<コメント> 被措置児童に関する虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会を通じて職員への周知と理解の促進を図り、不適切な関わりの防止に向けた意識づけを行っている。令和7年度からは経過観察シートを導入し、こどもの身体状況の把握の強化に取り組んでいる。さらに、就寝前の安全確保のため遅番職員を増員し、こどもが安心して入眠できる体制を整備している。		

A—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A—2—（1）養育・支援の基本		
A③	A—2—（1）—① こどものこころによりそいながら、こどもとの愛着関係を育んでいる。	a ・b・c
<コメント> 基本的に入所から退所まで担当養育者を固定し、一貫した関わりを行っている。「スマイルタイム」では、担当外の日であっても養育者がこどもと個別に過ごす時間を確保している。また、一对一で外出する「ふれあい体験」についても計画的に実施している。担当養育者は、こどもとの安心できる関係性を構築するとともに、記録や発達状況、日々の関わりを踏まえてアセスメントを行い、健やかな成長の支援に努めている。さらに、毎月、養育計画に基づく全体カンファレンスを実施することで、担当養育者以外の職員においても、一人ひとりに応じた受容的かつ応答性の高い関わりができるよう取り組んでいる。		

A④	A—2—(1)—② こどもの生活体験に配慮し、こどもの発達を支援する環境を整えている。	㉑・b・c
<コメント> こどもが養育者とともに時と場を共有し、共感的で応答性のある環境の中で、生理的・心理的・社会的な要求が充足されるよう、個別養育計画や自立支援計画を一覧化し、全職員がこどもの発達状況や支援方法を共有できる体制を整えている。入所時から衣類や寝具の個別化を図るとともに、クリスマスや誕生日のプレゼントについても発達や好みを考慮して選定している。また、天候の良い日には公園への散歩や夏まつりでの花火見物などの外出機会を設けているほか、花壇での野菜栽培や収穫体験を取り入れるなど、豊かな生活体験の保障に向けた取組が行われている。		
A—2—(2) 食生活		
A⑤	A—2—(2)—① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a・㉒・c
<コメント> 発達に応じた授乳量や授乳間隔、排気の方法など、基本的な援助方法がマニュアル等により共通理解されている。こども一人ひとりの必要量や授乳回数を検討し、毎回記録を行っている。3か月未満児や哺乳不良のあるこどもについては、毎週体重測定を実施し、授乳量・授乳回数に加え、哺乳瓶や乳首の選択についても適切に調整している。授乳時には乳児を抱いて目を合わせ、やさしく声をかけるなど、安心してゆったりと飲めるよう配慮がなされている。		
A⑥	A—2—(2)—② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 離乳食については、マニュアル等に基づき、施設内で基本的な知識や離乳食の意義、具体的な援助方法が共通理解されている。食事形態は離乳準備食から幼児食まで17段階に分類し、月齢、歯の生え方、咀嚼・嚥下の状態、食物アレルギー等を踏まえて決定している。体調に応じて一時的に食事段階を下げるなど、柔軟な対応が行われている。また、食事を嫌がったり遊び始めてしまう場合にも、時間をかけてゆったりとした気持ちで対応するなど、こどものペースを尊重した関わりがなされている。さらに、かむ力の発達を促すため、おやつに昆布や干しいも等を取り入れる工夫も見られる。		
A⑦	A—2—(2)—③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a・㉒・c
<コメント> 調理室と食事スペースが隣接し、窓越しに開放された構造となっているため、食事を提供する職員がこどもの食事の様子を確認できる環境となっている。食事には、節分やひなまつりなど季節の行事を取り入れている。また、2か月に1度の「わくわくランチ」では、施設内で献立作成および調理を行い、通常の給食では提供されない食材やこどもが喜ぶメニューを取り入れるとともに、盛り付けにも工夫を凝らし、楽しく食べられるよう配慮している。さらに、こどもが食べやすいよう、身体に合わせて椅子や机の高さを適切に調整している。一方で、調理委託や人員配置に制約がある中で、実施内容や頻度の見直しを課		

題として認識している。		
A⑧	A—2—(2)—④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 献立作成および調理は富山赤十字病院の栄養課が担っており、こども一人ひとりに応じた栄養管理が行われている。離乳食は17段階に区分し、こどもの発達状況に応じて食事形態を調整している。発熱や体調不良時には、状況に応じてパウチの果物や消化の良いおかず、おかゆ等を提供するなど、食べやすさに配慮した対応がなされている。また、食育の取組として、野菜の栽培や収穫体験を通じて、食への関心を広げる工夫が見られる。		
A—2—(3) 日常生活等の支援		
A⑨	A—2—(3)—① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	⑧ ・b・c
<コメント> 衣類は、洗濯・乾燥・保管まで含めて清潔に管理されている。担当養育者が季節や発達に応じて衣類を準備し、ネームシールを用いて個別化したうえで、個人のタンスに収納している。タンスにはこどもが分かりやすいようマークシールを貼付し、自身の収納場所が明確になるよう工夫されている。また、起床後にこどもが自らその日の衣類を選べるよう、タンスの配置にも配慮がなされている。衣類の購入に際しては、材質やデザインを確認し、こどもの肌への負担に配慮したものを選定するなど、快適に生活できるよう工夫している。		
A⑩	A—2—(3)—② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 室内環境については、温湿度・換気・明るさ・静穏性を適切に保ち、こどもが安心して過ごせる環境づくりに努めている。就寝前にはパジャマへの着替えを行い、静かに絵本を読んだり子守唄を聴いたりするなど、心地よく入眠できるよう配慮している。遅出勤務の職員を増員することで就寝前の支援を充実させ、より安心して入眠できる環境を整えている。また、就寝時間帯には15分ごとに顔色・呼吸・体位の確認と記録を行い、安全の確保に努めている。さらに、こどもが十分な睡眠を確保できるよう、マニュアルの整備が図られている。		
A⑪	A—2—(3)—③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	⑧ ・b・c
<コメント> 入浴については、マニュアルに基づき発達や個々の健康状態を確認のうえ、基本的に毎日実施している。入浴時は身体観察の機会であるとともに、一対一で関わる時間として位置付け、こどもが安心して入浴・沐浴できるよう、会話を交えながら清潔にする心地よさを感じられるよう配慮している。また、こどもが自ら好きなおもちゃを選び、楽しく遊びながら入浴できるよう工夫している。入浴後の外用薬等については個別に管理し、適切なケアを行っている。さらに、小規模グループケア棟ではこどもと養育者が一緒に浴槽に入るなど、家庭に近い入浴体験ができるよう配慮している。		

A⑫	A—2—(3)—④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 一人ひとりの乳幼児の発達状況や個性に応じて適切な排泄援助が行えるよう、オムツ交換時には必ずこどもに声をかけてから確認・交換を行うことを徹底している。交換時には行為ごとに声をかけることで、こどもが次の行動を予測できるよう配慮している。また、オムツ交換が円滑に行えるよう、必要な物品を一か所にまとめて準備している。発達段階に応じて、こどもの気持ちに配慮しながら便座への誘導を行い、一対一での援助を実施している。小規模グループケア棟では一般家庭と同様の便器を使用するなど、家庭に近い排泄経験が得られるよう工夫している。今後は、トイレトレーニングの開始に当たり、性別による排泄行動の違いにも配慮した支援の充実を期待したい。		
A⑬	A—2—(3)—⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	⑦ ・b・c
<コメント> こども一人ひとりの発達段階を理解し、特性も考慮しながら遊びや玩具の選定を行っている。院内研修においては、養育委員会や安全管理委員会を中心に遊びに関する研修を実施している。また、職員間で情報を持ち寄り、こどもの好む遊びや興味・関心について共有している。さらに、少人数で落ち着いて過ごせるよう部屋割りや環境設定を工夫し、発達に応じた遊びを提供している。絵本や手遊び、ごっこ遊び等を通じて、養育者とこどもが楽しく関われるよう配慮している。加えて、寒天・ゼラチン遊びや自然物を用いた制作活動など、五感を育む遊びを意識的に取り入れている。		
A—2—(4) 健康		
A⑭	A—2—(4)—① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	⑧ ・b・c
<コメント> 健康状態の把握については、「健康観察記録」に記載し、職員間で共有している。個別の健康状態は「健康管理シート」で整理し、予防接種や健康診断も計画に基づき実施している。さらに、毎月心理士が来院し、こどもの様子を共有するとともに、個々に応じた支援方法について相談している。感染症やアレルギー、事故発生時の対応についてはマニュアルを整備し、異常時に職員が適切に行動できる体制を整えている。緊急入所児については、アレルギーや既往歴を確認するとともに、家族からも可能な範囲で情報収集を行っている。突発的な症状が見られた際には、速やかに医師へ連絡し、慎重な健康管理を行っている。		
A⑮	A—2—(4)—② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	⑨ ・b・c
<コメント> 安全計画に基づき、窒息等の睡眠時の事故や乳幼児突然死症候群（SIDS）への対策が講じられている。入所児の定期健康診断は毎月、乳児院院長（富山赤十字病院小児科部長）により実施されている。体調が急激に変化した場合には、速やかに富山赤十字病院小児科へ相談・受診できる体制が整えられている。また、病・虚弱児等の専門的な医療支援が必要		

なこどもについては、地域の中核病院において診察を受け、継続的なフォローが行われている。健康管理や内服薬の管理、軟膏塗布等については一覧表で管理し、全職員で情報共有を図ることで、確実に対応できる体制を整備している。		
A—2—（５）心理的ケア		
A⑯	A—2—（５）—① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	a・ ⑮ ・c
<コメント> 毎月、心理士が来院し、乳幼児の心理ケアやこどもとの関わり方等に関する講義を受講することで、心理面の理解と専門性の向上に努めている。入所時にはカンファレンスを実施し、アセスメントシートを用いて支援方法の検討を行っている。家庭復帰を見据えた段階では、児童相談所と連携し、保護者の精神状態や通院状況を確認したうえで、安定性に応じた支援調整を行っている。乳児院の特性上、対応が困難な状況も想定されるが、今後は心理的支援を必要とする乳幼児について、保護者への支援も視野に入れた自立支援計画や養育計画に基づき、心理支援の内容を明確に位置付けていくことを期待したい。		
A—2—（６）親子関係の再構築支援等		
A⑰	A—2—（６）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	⑭ ・b・c
<コメント> 保護者が見ていない間のこどもの成長について、個々の成長を記した手紙や写真を作成し、面会が困難な保護者に対しても近況を伝えている。これらは広報誌とあわせて年４回提供されており、継続的な情報発信の取組がなされている。面会時には担当職員が受容的な姿勢で対応し、保護者の気持ちに寄り添った関わりを心がけている。悩みや課題がある場合には傾聴を基本とし、児童相談所と連携しながら支援を行うことで、家族の現状把握に努めている。また、施設と児童相談所との情報交換については、個人情報の取扱いに配慮しつつ詳細に記録され、職員間で共有されている。		
A⑱	A—2—（６）—② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	⑭ ・b・c
<コメント> 親子関係の再構築に向けて、入所後１か月以内にカンファレンスを実施し、家族の課題や支援内容についてアセスメントを行い、その結果に基づき自立支援計画を立案し、支援方法を策定している。児童相談所とは定期的にカンファレンスを実施し、情報共有と支援方法の検討を行っている。家庭復帰を見据えた段階では、児童相談所とケース会議を行い、養育トレーニングや外泊・外出等を計画的に進めることで、家族の再統合に向けた支援を積極的に実施している。また、こどもと里親との愛着形成においても同様に、個別の養育トレーニングが実施されている。		
A—2—（７）養育・支援の継続性とアフターケア		
A⑲	A—2—（７）—① 退所後、こどもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	⑭ ・b・c
<コメント> 退所後、こどもが安定した生活を送ることができるよう、こども家庭ソーシャルワーカー		

や家庭支援専門相談員が中心となり、措置変更先に応じた支援を継続している。保護者や里親に対しては、定期的に近況や困りごとを聞き取り、不安や悩みが生じた際には共に考えながら支援を行っている。電話による相談にも随時対応し、心情に寄り添った関わりに対応している。また、児童相談所を中心に関係機関と情報共有を図り、連携した支援を進めている。さらに、一人ひとりのこどもの状況に応じて、退所後の生活を見据えた取組が自立支援計画や記録により整理されている。		
A—2—（8）継続的な里親支援の体制整備		
A⑳	A—2—（8）—① 継続的な里親等支援の体制を整備している。	a・㉑・c
<コメント> 里親支援機関職員が中心となり、里親等委託の推進や里親等への支援、里親等を対象とした研修やトレーニングを実施している。里親委託が決定した際には、児童相談所や家庭支援専門相談員、里親支援機関と連携し、引き取りまでの計画を策定している。里親の養育経験に応じて面会内容や養育トレーニングを実施し、こどもが安心して移行できるよう環境を整えている。 また、里親が不安や悩みを抱えた際に速やかに相談できる関係づくりに努めている。今後は、里親等委託の推進に当たり、里親支援機能の充実に向けた中・長期的な計画を明確化していくことを期待したい。		
A—2—（9）一時保護委託への対応		
A㉑	A—2—（9）—① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	㉒・b・c
<コメント> 一時保護委託の受入体制については、受入手順マニュアルを整備し、児童相談所と緊密に連携しながら、休日・夜間を含め迅速かつ柔軟に受け入れる体制が確立されている。緊急性の高いケースにも対応可能な受入体制を有しており、地域における重要な役割を果たしている。一時保護後は、家庭復帰や里親委託、児童福祉施設等への移行を見据え、養育環境の確保に向けてアセスメントに基づく支援を的確に実施している。健康管理については、必要に応じて児童相談所と協議しながら医療機関の受診手続きを進めるなど、状況に応じた対応がなされている。		
A㉒	A—2—（9）—② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	㉓・b・c
<コメント> こどもの生命を守るための緊急一時保護委託については、休日・夜間を問わず迅速かつ積極的に受け入れを行っている。「緊急一時保護受入」に関しては、夜間帯および休日別の対応手順が整備されており、緊急時にも的確に対応できる体制が確立されている。受入後は24時間個室での対応により感染対策を徹底しているほか、健診や医療機関の受診が必要な場合には、児童相談所と連携のうえ迅速に対応し、適切な健康管理を行っている。健康状態やアレルギー等、聞き取りでは把握が難しい情報についても、日々の観察を通じて的確に把握するよう努めている。さらに、入所後1週間以内にアセスメントを実施し、養育環境や支援内容の見直しを行うなど、初期段階から計画的な支援が行われている。		

